

明治政府の秩禄処分とその影響 —— 武士階級の階級分化過程に関する一考察 ——

丸山 眞男

序論

明治初年に於ける秩禄処分問題と之に關聯する士族授産問題とは明治維新なるものの社会的・政治的意義を、ひいては明治新政権の本質を説明する好個の鍵を維新史研究者に提供してゐる。一体、真に下からの社会革命フォン・シチンに於ては、革命成就後に於て旧支配階級の救済などといふ問題の起りうる余地は全くない。新支配階級は旧支配階級とは本質的にフレムド①なものだからである。従つて嘗ての社会的特権を完全に剥奪された旧支配階級としては、国外に逃れ去るか、さもなければあらゆる苦痛と迫害を忍んで新しい社会秩序に自らの生活を適合せしむべく——独力で——つとめなければならぬ。西欧の典型的なブルジョア革命乃至は近年の露西亜プロレタリア革命に於てはいづれもかゝる現象が見られた。故に若し我が明治維新が西欧に於けるブルジョア革命と同じ軌道を進んだとしたならば、やはり同じ事であつた

に違ひない。即ち若し維新がその実践的担当者ブルジョアジーに見出してゐたならば、維新革命後十数年にわたつて新政府自らが旧支配階級としての士族の救済に積極的に尽力するが如き現象は到底見られなかつたであらう。しかるに我が維新革命は、前述せる如く、封建秩序の完全な倒壊によつて資本主義への道をひらくブルジョア革命となすべく、あまりにも大なる歪曲を蒙つた。維新革命は封建的覇権の争奪に始まり、それが封建的支配階級内部に於ける下士对上士の闘争に転化され、遂に前者の一部が「激派」公卿と結んで（一部ブルジョワジーの後援の下に）新政権を形成するといふ過程を経たため、新政権は本質的に封建的者ダス・フオイトイレと市民的者ダス・ビュルゲルリツヒェの妥協的産物たる性質を帯びた。即ち一方には迫り来る欧米資本主義の怒濤に抗すべく資本主義的生産様式を可及的速に採用する必要に迫られると共に他方この政策の必然的帰結たる旧特権階級の没落流浪を、新政府自らの半封建的性質の故に、到底放任する事が出来なかつた。しかし新政府の財政的基礎はさ

なきだに薄弱極まるものであった上に、資本主義育成—所謂「殖産興業」—のための必須的条件たる資本蓄積といふ重大な任務を負はされてゐたのであるから、士族の生活保障に有効かつ充分な財政的援助を与へる余裕などは到底なく、それどころか維新前に比して数分の一になつた家禄さへ新政府の負担に堪えず、早晩その全廢を顧慮しなければならなかつた。このディレンマは、それが新政権の両面性の必然的帰結であるだけに最も彼を悩ましつゝけた。この新政府の悩みの端的な表現としての士族授産政策と秩禄処分⁽¹⁾の全過程は以上の様な点にその社会的契機を有してゐるのである。〔上欄外に「○」「✓」の書き入れあり——編者〕

本論

明治二年六月、版籍奉還許可と共に「一門以下平士に至るまで總て士族と称すべき事」との令が出て封建制度に於ける武士階級内の諸段階は悉く撤廢せられ（三年九月藩制の發布で士族は更に士族及卒の二階級に分られたが、五年正月卒族の名称は廢せられ、卒族の一部を平民に一部を士族に帰屬せしめたから、再び「士族」といふ名が一律に用ひられる事となつた）ると共に「藩知事以下現石十分ノ一ヲ以テ家禄ト可被相定候事」となり、それに応じて各藩士の減禄が行はれた。しかし一率に十分ノ一になつたわけではなく、「大なる家禄を受くる者は比較的多くの削減を受け、小なる家禄を受くる者は左程の減額を

受けず、極めて小なる者は旧と異なる所なかつた。」——農林省農務局編「秩禄処分」——この上士に薄く下士に厚い処分は、各藩に於て下士がヘゲモニーを握つて居た事、及び明治新政府が下士との聯関性を未だ強く把持してゐた事を示してゐる。今、明治三年津輕藩に於ける禄制改定を千石以下について見るに

旧家禄	改定後	新禄ノ旧禄ニ対スル割合
八百石——千石	二百石	約25%（八百石ニ就テ計算、以下同）
五百石——八百石	百五十石	30%
二百五十石——五百石	百石	40%
百石——二百五十石	八十石	80%
七十石——百石	六十石	85%
五十石——七十石	四十石	80%
三十石以上	三十石	100%

かくの如く家禄は夫々削減を蒙つたとはいへ、その負担は全部中央政府に帰したのであるから政府の財政を苦しむる事決して少くはなかつた。当時士族の數約百六十万人、之に対する秩禄總額は、秩禄処分当時の平均相場によつて概算せし報告によれば三千四百六十二万円余に上るのである。之に対し、政府の収入は版籍奉還によつて兎にも角にも地租収入が全国的規模にまで拡大されたけれども、それでもな

ほ地租年額平均五千二百七十八万余円であつて、即ち秩禄高は政府収入の六五パーセント強を占めてゐるのである。新政府がこの対策に苦慮したのも故なしとしない。

明治新政府をしてかくも大なる負担を負はしめた秩禄は他方に於て一般士族の生活を保障するには到底足りなかつた。既に徳川封建制の下に於ても武士階級は、貨幣経済の發展によつて、又向上する都市生活と、固定せる——否、封建諸侯の「半知」・「借知」政策によつて益々減少する——収入との乖離によつて甚だしき窮迫状態にあり、徳川末期に於ては幕臣も陪臣も公然内職を営んでゐた位であるから、新秩禄が士族の最低生活費にも達しないものである事は容易に推察しうる。当時下級士族が如何に生活のためには策を選ばなかつたかの一端を次の上申書が示してゐる。

明治三年十二月、東京府の、弁官への上申書

当時貫属卒之者の内、困窮致し表向養子を相願其実株讓渡し、或は婦商農等致し度候処其資用無之候に付、是亦前件の通養子と取捨へ株讓渡し候等ま、有之其外隠居家督養子縁組等については種々偽言有之、不都合之事不少……

要言すれば秩禄なるものは一方に於て新政府の財政に対する大なる脅威であると共に、他方に於て旧封建家臣団の生活を維持するには到底足りなかつたのである。

明治新政府は自己の直轄する各府県（版籍奉還によつて新政府は一応形式的に全国の土地人民を自己の手に収めたが、實質的には各藩には旧藩主が藩知事として依然封建的統治を継続してゐた）に於ては既に明治三年より、士族の帰農商する者に生産資金を下附する政策を取つてゐる。先づ三年十一月、各県に属する士族で農商に帰籍する事を願ふ者に対しては、給米の代りに、給米八石八斗の者へ三百両、七石の者へ二百五十両、五石三斗の者へ二百両、三石五斗の者へ百五十両、一石八斗の者へ百両を資本として下賜する事にした。更に同年十二月には、東京府貴族の卒族で帰農商を出願する者には、禄高の五ヶ年分を一時に給与する事を許し、四年正月には之を士族に及ぼし更に後には各府県の士族にも及ぼして、之によつて一時的に財政をいためても、不生産階級に対する支出を少しでも減じようとした。之に応じて各藩でも夫々旧藩士の帰農政策・土着政策（いはゞ郷土化政策）に力を尽したが、何分徳川中期以来諸藩の財政は紊亂を重ねて来たので之が経費に苦しみ、政府に下附又は貸与を請ふ者続出した。之に対しても政府は財政の許す限りの援助を与へたのであつた。かくして新政府が勸業資本なる名称の下に授産のために各府・県・藩に下附した金額は明治二、三両年で実に十五万六千余円に達してゐるのである。士族を生産階級化する事によつて秩禄に対する負担を減じ、しかも士族の生活を救済しあはせて「殖産興業」に資せしめんとする新政府の一挙三得政策——それは旧支配階級の救済と資本主義育成とを巧妙に結びつける事によつて自己の封建性と市民性の矛盾を超克せんとする新

政府の必然的な努力の表現である——は早くもこゝにその端緒を示してゐる。

明治四年七月廢藩置縣の舉が断行され、各藩の藩知事（旧藩主）は全部東京に呼び戻されて新らしく各県には県令が任命せられ、こゝに始めて日本は統一国家の実を完成したのである。それと共に今迄、版籍奉還後と雖も事実上、残存した旧封建家臣団と旧藩主との間の根強い封建的聯関は全く断ち切られて、全士族が中央政府の直接の統制に服する事となり、この全士族の処置に関しては政府が全責任を持たねばならぬ事となった。こゝに於て政府の執つたまづ最初の士族政策は一つには新置諸縣の官吏に能ふ限り士族を登庸する事であり、他方には士族に農工商の職業の自由を公許する事であつた。

明治初年に於て中央官庁は勿論地方官庁に於ても士族は圧倒的優勢を示してゐたが、それは維新革命に於ける士族の指導的役割の当然の帰結であると共に、又右の、政府の積極的努力による所多いのである。（なほ官吏の如何に多数が士族であつたかについては中央公論昨年十月号、土屋教授の「幕末武士の階級の本質」中に詳細な統計が掲げられてゐる）これら旧封建家臣団は諸府縣の「官員」として、或は徵兵令によつて新に編成された常備軍の士官・兵卒として、更に下級のものには郡吏・区吏・巡查・邏卒・獄司として編成がへされた。「我国警察ノ如キハ大概ネ封建武士ノ余ニ出タルモノ」（板垣退助）であつたのである。

しかしながらこれら官公吏に吸収される士族の数には当然限界が

あつた。そこで明治政府は他方、士族に營業の自由を許すの策を取つた。明治四年十二月に

「華士族卒在官の外、自今農工商の職業相嘗候儀被差許候事」

との令が出て、こゝで始めて士族の籍のまゝで營業する事の自由が公許せられた。この營業許可令は、後述する様に何等士族に益する所なく、従来に於ても武士の内職は公然の事実であつたので、實質的には何等従来の事態に対する変更を意味するものではないが、觀念的には相當重要な意義をもつてゐる。即ち封建制度の特色をなす身分階級と職業階級の同一性がこゝに始めて打破せられ、両者が範疇を異にするに至つたのである。しかしこの令が出ると同時に就産資金の下附は当然廢止せられた。何となればこれは士族が族籍を脱して、帰商農する事を条件として下附されたものであつたからである。即ち士族は自今公然と營業しうる様になつたとはいへ、その營業の資金については政府より何等の補助を受ける事が出来なかつた。しかし士族の受ける家禄は前にも述べた通り生活維持にすらも足りぬ位であるので、到底之を以て營業の資金とする事は出来ない。何とか苦面して營業を始めても、「禄を戴くお侍」として平民から敬遠され、或は又「辺鄙ノ地ニテハ士族ハ自ラ尊大ヲ極メ平民ト人種ノ異リ候様相心得候様風習モ有之……」といふ青森県伺書（明治六年）が示す様に、營業に禁物な「尊大」ぶりを發揮するため、仲々好成绩を挙げ得ない。こゝに於て士族の間にはこの際、營業の邪魔になるのみで、大して生活のたしにもならぬ家禄を進んで奉還して純粹な生産階級にまで徹底しようとする氣運

——むろん積極的な動向ではなく、自己の将来性に対する悲観と絶望とから来てゐるのだが——が次第に醸成されて行つた。

士族の間にこの様な動向がともかくにも看取され始めたといふ事は政府にとっては誠に有利な情勢といはなければならぬ。是迄も家禄の莫大な負担に苦しみながらも、自己の政権の薄弱性の故に、全士族への衝撃を恐れてこれが処分に着手出来なかつた政府は、こゝに始めて秩禄処分への第一歩を踏出す絶好の機会を見出したのであつた。先づ政府の試みたのが家禄買取奉還計画であつた。明治六年十二月に「家禄奉還ノ者へ資金被下方規則」が公布され、左の如く令された。

「華士族在官ノ外自今農工商ノ職業相宮ミ候儀被差許候旨、去明治

四年辛未十二月布告候処、薄禄ノ者資本金無之ヨリ其志ヲ遂兼候輩モ有之哉ニ相聞候ニ付、特別ノ訳ヲ以テ別冊ノ通方法相設、家禄賞典禄百石未満ノ者ニ限り奉還聞届条、希望ノ者ハ管轄庁へ可願出」

即ち取敢へず奉還を百石未満の者に限り、奉還者には永世禄は六ヶ年分、終身禄は四ヶ年分を産業資本として一時に下附する事とし、半額は現金で、半額は公債で支給された。この公債が所謂秩禄公債であつて、年八分利付、二ヶ年据置、爾後七ヶ年内に抽籤を以て現金償還を行ふものである。現金で支給するのは半額とはいへ相当の金額に上る事は明であつて、経済的基礎未だ強固ならざる政府にこの事が如何にして可能であつたかと誰しも不審に思ふが、実はこの年の一月に、この奉還計画遂行のため予めロンドンに於て七分利付外債二百四十万磅を募集して置いたのであつて、その中一部は京浜間の鉄道敷設費に充

てられたが、その大部分はこの家禄買取に支弁されたのであつた。さきの政府の布告にはこの挙が如何にも臨時恩典であるかの如き口吻が窺はれるが、實際は政府が早くより一定の意途^{イテ}を以て計画してゐたものである事は之によつても明であらう。なほ前に挙げた布告は「百石未満の者に限」つてゐるが、翌七年十一月にはこの処分方法を百石以上の者にも及ぼしてゐる。かくして六年十二月より、奉還を差止めた八年七月に至る迄に、家禄の奉還を願出でたる士族の数は十三万五千八百八十四人に達し、当時の士族全戸数の約三分の一に當つてゐる。而して秩禄公債発行高は明治七、八両年を通じて一千六百五十六万五千余円であつた。

かくして政府財政への寄生から全く離れた所謂「還禄士族」が差當つて取り付いたのは多くは商工業であつた。それは、今手元にあるまゝまつた金で最も手軽に生計を立て、行く方法である事からして当然であらう。又邪魔な「禄侍」たる位置から開放されて營業したいといふ事が家禄奉還の本来的な動機であつた者は無論、資金を得て勇躍、生産関係に入り込んだのであつた。しかし悲しいかな、「士族の商法」はあくまで「士族の商法」にとゞまつた。忽ちにして資金を喪失し、「なすべき業なく、施すべき術なく生計を営まんとして彷徨する」(岩倉公実記下) ルンペン・プロレタリアトに転落する者が続出した。しかしながら還禄士族の中から優秀な商業乃至工業資本家(むろん、近代的工場工業経営者といふ意味ではない)が生れないといふ訳ではなかつた。それどころか、製糸・紡績・製茶・製陶・製煉やその他明治になつ

てから興った諸事業は概ねこれらの士族が先鞭をつけたものであった。だから還禄士族の事業は質の上からはなかく優れたものがあつたが、量的に見ればまづ失敗といはなければなるまい。政府としても「士族の商法」の成績は充分知つてゐた。されば政府は就産資金を下附するに當つても、極力士族を農業に導かんとした。明治政府はその成立当初から開墾政策をば「殖産興業」の第一事業として最も力を注ぎ、士族授産の全過程を通じて、開拓・開墾はその本質的要素をなしてゐる。これは普通言はれてゐる様に、商を卑み、農を尚ぶ封建的思想からも由来してゐるであらうが、根本的には明治政府の拠つて立つ社会的・経済的基礎にその要因をもつものである。維新革命の半封建的性質の故に、明治新政府は強力な新興ブルジョアジーの背景を有せず、廢藩置県を通じて旧封建的貢租を全国的規模に於て継承し、ひたすら農業にその財政的基礎を置いてゐたから、開墾開拓は政府の財政を最も直接に露す事になる。しかも明治初年（元年より十年まで）に於て、農産品は輸出総計の八〇％強を占めてゐるのであるから、農業生産量の増加は明治政府のマーカンテリズム的政策に資する所も最も大なる訳である。されば明治二年五月には早くも開墾局が民部省内に設けられ、さきに述べた通り、士族の婦（商）農する者に生産資金を下附して開墾・移住の積極的指導にあつたのであつた。明治四年正月の調査によれば開墾局が設けられてより一年間に新規に開墾された土地は二十三ヶ国に亘り二千五百九十八町歩にも達してゐる。就中北海道開拓が重要であるが、本文と直接の関係がないから詳述を避ける。要

するに開墾政策は、徒食士族の労働力を利用して富国強兵策を遂行し、併せて士族を救済せんとする巧妙な方法として明治政府の最も力を注いだ所であつた。

かゝる訳で、明治六年十二月家禄奉還資金下附規則が布告されると同時に「官林荒蕪地払下規則」を定め、還禄士族にして官有の田畑・城郭跡・屋敷跡・荒蕪地・山林等の払下を願した者に対しては、地元村方・組合村方又は政府に於て故障なき限りは、その土地相当の代価の半額を以て払下げ、しかもその代価は下附せる秩禄公債証書を以ても支払ひうる事とし、極力還禄士族の婦農及開墾の奨励をはかつた。かくしてこの規則によつて還禄士族が払下げを受けた土地は八万五千余町歩に達した。なほ明治八年五月には右の規則を北海道に准用して「山林荒蕪地払下規則」を設け、家産営業のため北海道で地所の払下を願した還禄士族に対しては、十万坪を限度として地価の半額を以て土地を払下げる事にした。

かくの如く政府は種々の便宜を設けて士族を農に向はせ様と計つたが、下級士族にとっては半額払下げを受ける事すらも困難で、殊に一旦商業にのり出して完全に失敗し、農業に転向せんとする士族などは文字通り無一文で到底土地を得る事が出来なかつた。他方、明治七年一月には副島・板垣等征韓論者を中心とする民撰議院設立建白あり、之を契機として各地に漸く「有司専制」攻撃の民権運動の黎明が来らんとしてゐる。無産窮迫の士族は不平に乗じて如何なる動向を示すやも測り難い。こゝに於て政府は七年八月、断然無産士族に対して土地

無償払下を實行したのであった。之が直接の動機をなしたものは七月の、内務省より太政官への稟議であつて、その内容は如何に当局者が士族救済を「殖産興業」に利用しようとしたかを示すものとして興味があるので左に摘出する（大日本農史、六四九頁、太政類典に依る）

〔。〕
抑々富国の基本たるや国産を興すに在り因つて近年北海道の諸州を始め其他不毛荒蕪の地開拓の御下手有之、向來起業生産の御措置相成候儀と奉存候。……家禄奉還致候者は相当代価の半額を以て地払下被成下、各就産の目途相立候様にとの御恩意に基き尚熟考仕候へば東京以西中国四国九州の地は粗々分の不至所なく数十里空漠の地は稀なる事に候へ共東京以北奥羽諸州の地に至りては人口の稀疎なるより天然膏腴の地も不毛に属し候、数十里の曠野空漠の地有之……是等の地に至りては家禄奉還の輩も其資本金を以て御払下願立候儀も先は有之間敷候間、資本無之無産の士族等にて目下窮迫別に産業の目的無之者は就産のため該地県官に於て其志願の次第並に目的とを……調査の上、無代価を以て相当地所割与へ、開拓土着為致候様適宜処分為仕度、是向來物産繁殖の一端にして空敷不毛に差置候ては地力を不尽儀に付、此段兼て奉伺置処分仕度候間、御指揮被下度候也

なほ北海道開拓次官黒田清隆が陸羽地方の士族を募つて屯田兵と為さしむる建議を同じく太政官に稟議して許可され、同七年「屯田兵例則」が發布された。之は東北地方の貧窮士族より兵役に堪へる者を選択し

て、北海道に移住せしめ、土地家屋は無論のこと、農具・家具を提供し、始の三年間は食料まで給与して、一旦緩急あれば兵役に就かしめるものであつて、士族の「武」を利用して辺境の防備と土地開墾と士族救済といふ、やはり一石三鳥を狙つた策である。開墾の効果はともあれ、辺境防備は政府にとつて相当切実であり且つ効果も確実なので政府はこの屯田兵に対しては経費を惜まなかつた。明治十五年二月開拓使廃止迄に政府が支出した移住諸経費は七十八万余円に達してゐる。だが何といつても人跡稀な辺境であるから希望者続出といふ訳にはいかない。移住戸数は合計五百九、人数は二千百七十六人であつた。従つて全士族の救済問題から見れば屯田兵制度は大して重要なものではない。

しからばかくの如く政府の力を注いだ士族授産としての開墾・開拓政策は所期の効果を収め得たであらうか。一言にして云へばその結果は商工業に向つた士族と大差なかつた。徳川時代に於ても一部の郷士は別として大多数の武士階級は土地との直接の聯関を失つてサラリーマン化してゐたのであるから、彼等が商工業に入るより、より容易に農業に就き得た筈はない。農業は商工業とちがつて非常に深い経験とその経験に基き絶えざる注意を要し、労務は激烈で、しかも利潤は徐々に緩慢で商工業の様な華かさがない。無経験で、労務を厭ひしかも一挙に利を得て窮迫から脱しようとする一般士族にとつては農業はあまりに不利な条件が揃つてゐた。而してこの頃はもはや地租金納が確立し農村も全く貨幣制度の支配下に立たされてゐたから、帰農士族は「金」

に窮する事甚だしく或は秩禄公債を入質し、或は進んで土地を抵当に入れて現金を得んとしたが多くはそのまゝ質流れ・抵当流れとなり、再び土地を離れて流浪するに至った。しかしながら、「士族の商法」の中から優秀な新興産業経営者が生れた様に、帰農士族の或者は、政府の上述した様な手厚い保護を通じて地主にまで自己を固定せしめ、かくして固定するや、右の様な窮迫士族の、或は一般農民の抵当流れ等の土地を兼併して完全に高利貸的・寄生的大地主に転化したのであった。かくして旧武士階級の分化過程は次第にその進行を早めて行った。

還禄士族の「商法」が大多数失敗し、政府が大に力を入れた開墾・開拓事業も諸地方官庁よりの報告によれば大体に於て到底所期の結果を収めて居ない事が明かとなり、一石三鳥の名案も徒らに国帑を費してルンペンを製造するに終つたので、大に政府は失望し、明治八年三月内務卿の提議を機として家禄奉還を打切る事となつた。その内務卿の太政官への提議といふのは、(途中省略)

今般各地方現場ノ模様及取調候処：中ニハ稍々恒産ノ緒ニ就キ候者モ相見エ候得共、目前ノ浮利ニ迷ヒ、一跌目的モ失シ、忽チ窮乏ニ陥ル者十ノ七八ニシテ、東京府及北条県ノ如キハ最モ其甚ダシキ者ニ有之、今日ノ景況ヲ以テ将来ヲ推考仕リ候ヘバ到底就産安着ノ場合ニ可立至ハ万々無覚束被相考候……依之猶又精細実地取調ノ上、目的相立可伺出候ニ付、家禄奉還一応御見合せ相成度

士族が「目前ノ浮利ニ迷」つた事を失敗の基だとして暗々裡に責めて

ゐる。たしかにさういふ事もあらう。しかし士族をして「目前の浮利に迷」はしめたものは何であつたらうか。それは大多数の士族が陥つてゐた極度の窮乏であつた事を看過してはならない。

かくの如くにして家禄奉還は実施後一年半で、八年七月を以て差止められたがこの間、全士族俸禄の約四分の一が整理されたのであつた。しかしながら残りの四分の三は依然として政府の負担にかゝつてゐる。その額は年二千余万円に達するといふのだから、なほ当時の財政に対する重大な暗影たる事には変りない。政府は一旦家禄奉還を差止めたが、それは家禄処分といふ前々からの意途を放棄したのでは決してない。真に営業の意志もなく公債と現金の下附を受け、忽ちにして之を失ふ士族の続出に手を焼いたからに外ならない。家禄買取を企てたのが、之によつて財政の負担をより減せんとしたのであると同様に、家禄買取を中止したのも、還禄士族の不成績を見て之に対する支出を無益な国帑の消費と思惟したからで、畢竟両者とも財政に対する脅威を共通の動機としてゐるのである。果して然らば政府が未処分秩禄に對する年二千万円もの支出に長く甘んずる筈はない。政府は殆んど政權掌握の瞬間からこの旧支配階級に對する無償給付を廢する期を窺つてゐたのである。たゞ前にも述べた様に維新革命が特殊の経過を取つた為、新政府が封建性と市民性の妥協の上に成立ち、その基礎が極めて薄弱であつたので、西欧に於て専制君主がやつた様に、封建家臣團に對する果敢な攻撃を強行しえなかつたに過ぎない。而して政府が次第にその社会的基礎を強固にして行くと共に、(それは政府が「公議興

論」に詔はなければならぬ時から、「有司専制」に至る過程に相応じてゐる）士族に対して攻勢に出で始めた。その第一歩が秩禄奉還計画であつた。しかもまだこの時は、つとめてその計画の社会政策的性を宣伝強調しなければならぬ程に政府は慎重を持した。（前掲、家禄奉還の際の政府布告参照）しかるに今や地租改正を経て、明治政府の社会的・経済的基礎は、小作料の高率な搾取を公権的に認められた地主の上に一先づ安定するに至つた。この客観的情勢が政府当局者をして、士族に対して仮借なき攻勢に出づる自信を抱かしくむる様になつた。もはや自己の政策の、士族に対する影響を何等顧慮する必要はないと思ふに至つた。かくして政府は多年の宿志たる秩禄全廃へと突進したのであつた。

秩禄全廃の直接の動機をなしたものは明治九年三月大隈大蔵卿が三条太政大臣になした建言で、それには

「夫ノ士族ナル者ノ常職一時解散シ復タ三民ト異ル事アルナシ。而シテ其禄ハ即チ依然之ヲ官廩ニ仰グ、名実相協ハズト謂フベシ。夫レ国家使用ノ事ナクシテ徒ニ政府ノ歳租ヲ耗費スルハ畜ニ国家ニ於テ益ナキノミナラズ、人々或ハ従来ノ措置ヲ臆測想像シ、動モスレバ無益ノ疑惑ヲ抱キ或ハ稍々見ル所アリテ偶々別ニ生計ヲナサントスルモ其資ニ乏シク其業ニ専ナラズ。却テ窮困ニ陥ル者往々之レ有り。其他或ハ誤認シテ家産トナシ其甚ダシキニ至ツテハ其何物タルヲ究メズシテ以テ永世之ヲ有スベシト為ス者又之レ有り。傍議囂々人心恟々是豈ニ方今ノ流弊ニ非ズヤ。今幸ニ米額ノ称呼ヲ廢シ更ニ

金禄ニ改メ且ツ賞典禄ニ禄税ヲ課スルノ際ニハ右ヲ機会トシ断然左ノ処分方法ヲ立テサセラレ度云々〔一〕

とあつて次に処分の方法を述べてゐる。この建言の語調を、かゝる家禄奉還許可の時の政府布告のそれと比較して見ると、政府の腰の強さの差が分つて興味が深い。是も彼も秩禄処分政策たる事に於てその本質を同じくする。しかもさきの家禄奉還許可の際は、専らその社会政策的性を揚言してゐるに反し、この建言書にはその様な粉飾は一切とりのけられ政府の真の意途が行間に浸み出でゐるではないか。ここに我々は「公議輿論」尊重時代から、「有司専制」に至るまでの明治政権強化過程の最も端的な表現を見る事が出来る。

かくしてこの建言に基き明治九年八月五日「金禄公債証書発行条例」が發布された。これによつて世禄者は全部公債所有者に變じ、従来のも俸禄の種別たる永世禄・終身禄・年限禄の三種別に於じて、五分利・六分利・七分利付の所謂「金禄公債」を支給された。この公債は発行の年即ち明治十年より五ヶ年据置、六年目より抽籤によつて二十五年間に元金全償還をする筈になつてゐた。公債発行総額は一億七千三百八十四万余円に上るがその大部分は発行最初の年たる明治十年に交付されてゐる。

かゝる巨額の公債を一時に発行するにあつて最も危惧されたのは公債価格の暴落であつた。それで政府は九年八月一日、国立銀行発行条例を改正し、国立銀行発行の紙幣の抵当に金禄公債証書を充てる事を許した。之によつて金禄公債を以て国立銀行に投資する道が容易に

なつたため、国立銀行が続々と設立されこれが我国に於ける株式会社の起源となつた事は日本資本主義発達史上看過すべからざる事実として周知知られてゐる。国立銀行の数は明治九年六月には四行に過ぎざりしものが同十年末には一躍二十六行となり、十二年末には実に百五十一行といふ驚くべき増加を示してゐる。今、明治十一年現在をとつてこれら国立銀行の株主の身分をしらべて見ると、平民四千七百三十人、華士族二万九千六百三十余人、また平民の総所有株八百八十七万九千円、華士族の総所有株三千五十八万二千円である。かく数に於ても投資額に於ても士族が平民に対して圧倒的優勢を持してゐることは人口の上では華士族は五パーセントを占むるに過ぎぬ事と対比して、一面維新当時に於ける町人階級の微弱性——それは何よりも我が資本主義を特徴づけた——を物語ると共に、他面、この華士族の所有株中の二千九百二十二万円余、即ち九〇パーセントが金禄公債による出資である事からして、我々はこゝにも、秩禄処分と富国強兵・殖産興業政策との間の密接な関聯を見ることが出来る。

明治政府をその政權掌握当初から悩まし続けた秩禄問題は十年の波瀾曲折を経て漸くこゝに一応の解決を見るに至つた。秩禄・金禄公債の後始末は明治の中期に至るまでも国家財政の癌となつたとはいへ、純封建的性質の、全く不生産的な——いくらかでも生産的ならしめようとならゆる努力が払はれたけれども——秩禄に対する莫大な支出は今後永久に政府の負担から免れることになつた。公債化以後に於ける年々の支出利子はなほ千百五十六万八千円に上つたけれども、これを明治

政府が政權掌握当時引受けた禄高（米価換算）の三千四百六十二万一千円に比すれば、政府の負担は三分の一減じてゐる。しかも物価は維新当時の約二倍に騰貴してゐるのであるから実質的な負担はもっと少い訳だ。この事は反面から見ればそれだけ士族の収入減を意味するがその事は後述する。ともかくこゝに漕ぎつける迄の政府の苦心苦慮たるやまことに想像の外であつた。「秩禄処分」といふ剣は用心深く「士族授産」「資金下附」の美酒の背後に隠されてゐた。そのやり方は巧妙を極めたので、史家の中にもこの美酒を、剣ときりはなして單純な「振舞ひ」と解するものがある。たしかにそれは士族の生活救済が今日の資本主義国家の失業救済と同じくイデオロギー的機能を営む限りに於て、「振舞ひ」といへる。しかもかゝる意味の「振舞ひ」すら政府は單純な給付にとゞまらせずして、「殖産興業」に資せしめる事によつて反対給付を期待したのを見れば、少くも明治十年迄の士族授産政策が秩禄処分といふ経済的動機に裏づけられたものである事は否む事が出来ない。さればこそ政府は美酒の必要な所には始めから最も無慈悲に剣を振つたのであつた。後年議会の建議案として次の如き趣旨のものが提出された事は、この間の事情を明白に語るものである。

政府ガ廿年前諸藩士族禄高ノ処分ヲ行ヒタル際其ノ金禄代償ノ正当ヲ失シタルモノ頗ル多シ。明治三年ヨリ同九年迄ノ間ニ於テ国事犯罪ニ与シタル士族ノ没禄処分、又一モ国事犯罪ニ与セズ終始忠良ナリシ士族ニ対シテモ疎漏・怠慢或ハ専恣・抑圧ニ出デタル不当処分アリ。今之ガ精査ヲ遂ゲ一視同仁ノ惠徳ニ均霑セシメヨ……

之を要するに明治政府の秩禄処分は、西欧に於て君主專制政治の確立当初に行はれた旧封建家臣団よりの特権剥奪とその歴史的意義を同じくするのであるが、我国にあつては維新政権が屢々述べた様に強力なブルジョアの背景を欠いたといふ事情に制約されて、封建家臣団への攻勢が徹底した形を取りえず、むしろ多大の粉飾をまとはねばならなかつたのである。

金禄公債証書下附はかくして政府多年の懸案たる秩禄処分の最後の形態であつた。このいはゞ秩禄処分の大詰ともいふべき秩禄制度の全廃は当時の社会経済事情の上に如何なる事実となつてあらはれたか。外でもない、士族の階級的分化に異常な拍車がかけられた事これである。即ち維新革命に於て終始因循姑息に行動した封建的支配者及上層旧武士階級は今や多額の公債を得て寄生的な金利生活者として浮び上つたのに反し、革命の実践的担当者たりし下級士族群は、政府の勸業・開墾政策を通じて産業資本家や地主に転化する幸運をもちえた少数のものを除いては、僅少な公債をも間もなく失つて全くプロレタリア化したのであつた。以下その分化過程をや、詳細に跡づけて見よう。

旧封建的支配者が如何に嘗ての封建的特権を維持したかを示すために、差当り左に著名な大名の秩禄・金禄公債の取得高を掲げると、

島津忠義公（薩摩）	百三十二万二千元
前田利嗣公（加賀）	百十九万四千元
毛利元徳公（周防）	百一十七万七千元

細川護久侯（肥後）	七十八万 円
徳川義礼侯（尾張）	七十三万八千元
山内豊景侯（土佐）	六十八万八千元
浅野長勲侯（安芸）	六十三万五千元
鍋島直大侯（肥前）	六十 万三千元
蜂須賀茂韶公（阿波）	五十 万八千元

等々である。さきに国立銀行の資本金の中、士族の金禄公債による投資額が圧倒的な大部を形成してゐる事を述べた。しかも翻つて考察すれば、大多数の下級士族は到底銀行に投資する程の経済的余裕は持たず、たとへ投資したにしろ、その金額は大したものではない事は明らかであるから、結局三千万円にも上る華士族の銀行出資額の主要部分はいな、これら少数の上層旧武士階級によつて占められたわけである。いな、彼等旧封建支配者はたゞに国立銀行に投資したのみではない。そのありあまる遊資をば鉄道・鉱山等政府の殖産興業政策と密接な関係ある企業にふりむけた。さうしてこれらの企業は政府の手厚い保護によつてつねに一定の配当が確実に約束されてゐたから、これら上層士族はこの配当と公債利子によつていはゞ全く寄生ブルジョアジーに転化したのであつた。こゝで注意しなければならぬ事はこれら旧封建大名は「殖産興業」の笛に和して諸企業に投資したとはいへ、決して自ら産業資本家に転身したのではない事である。彼等は自ら企業経営に当る事は決してなく、たゞ企業への投資によつて配当取得者となり、間接に産業資本を推進せしめたにすぎない。この点英国などに於て貴族

が従来の封建的領有地に対する支配を新たに近代的地主として継続し、或はすでに産業部門を支配下に置きつゝ、あつた商業資本に自らを混融せしめたのと根本的に相異してゐるのであつて、金子堅太郎がその貴族論に於て次の如く述べた事も這般の事情を示してゐる。

日本ニ於テハ貴族ノ大部分タル旧大名ハ維新ノ際版籍奉還ヲナシ土地人民ヲ拳ゲテ朝廷ニ返上シ了レリ。其ノ後廢藩置県アリテ華族ヘハ旧領ノ石高ヲ金禄ニ換算シテ渡サレマタ金禄ヲ公債証書ニ換算シテ渡サレ、其利子ヲ以テ華族ノ重ナル収入ト為シ居レリ。故ニ日本ノ華族ハ歐洲大陸及ビ英國ノ貴族等ガ昔ナガラノ領土ヲ其儘所有地トシテ有スルモノトハ大ニ相違セリ……

されば英國に於て封建的貴族が資本主義の下に於てその支配的地位を保ちえたのは何等旧特権の継続ではなくして、彼等が時代への順応力を持ち、近代的生産様式に自らを適合せしめたからであるのに反し、我国に於て封建大名が華族として維新後も社会の上層部分を占め得たのは、決して彼等が自力で新しい生産関係に入り込んだためではなく、全く他力によつてその旧特権を色々な形で保証された事によるのであつて、その意味に於て彼等はまさに「特権」階級を構成してゐるのである。而して彼等の「特権」、具体的には公債利子・配当による経済的保証は何によつて可能にされたかといへば、いふ迄もなく、全国農民からの、封建的苛烈さを帯びた地租によつてゝあつた。福沢諭吉は「農に告ぐるの文」の中で次の如く述べる。

憐ムベシ、田舎ノ小百姓娑婆ノ地獄ニ陥リテ……米ヲ作レ共、米ヲ

喰ハズ、蠶ヲ養ヘドモ絹ヲ着ズ；又一方ニハ華士族式百万人ノ居候ヲ引受ケ、其飯米モ二百万石ニ下ラズ。厄介トヤ云ハン、食ツブシトヤ云ハン、……華士族ハ蝗ノ長ニシテ、白米ヲ喰ヒ、青穂ノ所ヲ吸ハズシテ伊丹ノ名酒ヲ飲ミ、田舎ノ風ニ吹カレシ事ナク米ノナル木ヲ見シ事ナク、大廈高樓ニ住居シテ無事安樂ニ此世ヲ渡ルハ地獄ノ仕送ニテ極楽ノ世帯ヲ持ツ者トイフベシ。

自らは何等生産行程に参加する事なく「大廈高樓」に坐して「地獄ノ仕送り」をまつ彼等上層旧武士階級の寄生的性質は以上によつて略々明かにされたであらう。次に我々は一般士族——中、下層旧武士階級の分化過程を跡づけなければならない。

下級士族がその俸禄——それは彼等の最低生活費にも満たない事は前述した——を金禄公債の形で受取つた所で、経済的窮迫状態は以前とすこしも変らない事は言ふ迄もあるまい。むしろこの公債附与によつて、一定期間の後は政府から全く経済的給付を受け得なくなるといふ見透しがはつきりとなつたのであるから、彼等は愈々以て確実な生計の道を立てる必要に迫られたのであつた。さうして溺るる者は藁もつかむの流儀で手当り次第の商・工業に取付く事によつて反つて益々貧困化して行つた事もさきの還禄士族と同じことであるから、こゝで繰返す事を避ける。たゞ彼等のプロレタリア化を決定的に促進した新しい契機には是非とも注目しなければならない。それは西南戦役後の紙幣暴落といふ事実である。西南戦争（その性質については後で一言する）は明治反革命の大詰であつただけに最も大規模であり、

その結果如何は政府の基礎をゆるがすものであったため、政府はこれが鎮圧に全力を尽し、一時その「殖産興業」政策を打ち切り、全財政能力を挙げて之を戦費に充てたが、なほ不足を告げ、紙幣を濫発する事によつて戦を進めた。その必死の努力の甲斐あつて比較的短日月で乱は平いだが、戦時中濫発した紙幣の反動は忽ち悪性インフレとなつて現れた。今、明治十一年以降の紙幣相場を見ると、

金貨一円二対シ紙幣相場

明治十年 一円四錢

〃〃十一年 一円十五錢

〃〃十二年 一円三十三錢

〃〃十三年 一円五十七錢

〃〃十四年 一円八十四錢

と暴落を続け一時は一円九十三錢、即ち平価の半分にも下落してゐる。その反面は勿論、物価の高騰であつた。金禄公債下附当時、すでに物価は維新の時より約二倍に騰貴してゐてしかも士族の禄収入は数分の一になつてゐる。そこへもつて来て紙幣のこの様な暴落である！これが士族にとつて如何に決定的な打撃であつたかはこの上詳説を要さぬであらう。九年の金禄公債発行当時禁止した、公債質入・書入を十年九月に解禁するに至つたのは、一面、情勢に押された止むを得ぬ処置とはいへ、他面、逆にこの情勢に油を注ぐ結果となつた。すなはち貧窮士族は続々その公債を質に入れ、やがて返却不能となつてそのまま、流してしまひ、かくて生活の最後の保証も失つてしまふのであつ

た。明治十六年の三重県山田郡役所が地方巡察使に対してなした答申には、

其一般ニ貧困ヲ來シタル緣由ハ特ニ恬然座食ニ甘ジ、或ハ緩慢奢侈ニ流レ為ニ資産ヲ消費シタルニ非ズシテ、多クハ物価騰貴ト、カツ從來價レザル農商業ニ従事シソノ損分ヲ招キタルニアリ。抑々物価ノ騰貴ハ去ル十年公債下賜以來年ヲ追フテ甚ダシク、既二十三年以降ニ至ツテハ、大体一ヶ年ノ生計、非常ノ節減ヲナスモ該公債ノ利子ニ、三ヶ年分ヲ要スルニ非レバ生活スル能ハザルニヨリ、止ムヲ得ズ其公債ヲ売却シソノ補足ニアテ、以テ今日ノ貧窮ヲ極メタルモノ多シ……〔引用文第一行上欄外に「Vol. 22」とある。原文二二頁は、本稿五二頁上段一五行より下段六行にあたる。次に出る「既出、明治八年内務卿ノ太政官ヘノ稟議」……〕は五二頁上段の引用を受ける」とある。嘗ては士族の貧窮を「目前ノ浮利ニ迷」つたためと片付けた（既出、明治八年内務卿ノ太政官ヘノ稟議参照）官僚も今やその貧困が「恬然座食ニ甘ジ」たためではなく社会的必然性をもつてゐる事を認めざるを得なかつたのである。

むしろこの間を通じて政府の授産政策は続けられた。むしろ政府は明治十年後の方がその以前よりもみを入れてゐたといへよう。これは一つには、この頃地租改正事業がほゞ完成して、明治政府の経済的基礎が地主の上に全く安定する見透しがついたので、士族を開墾に向はしめて地主として固定させる事の有利性が一層痛切に意識されたためであるが、この授産事業に、客観的に見て十年以前よりも社会政策的

色彩が濃いのは、何といつても西南戦争の影響であつて、一時政府が見くびつた士族の反撥力が意外に手強く現はれたのに恐れをなし、士族の生活救済をより真剣に考慮し始めた事によるのである。この事は次に抜萃する松方内務卿の、太政大臣への意見書（明治十三年六月）の中に最もよく窺はれる。

全国ノ士族ノ業ニツクモノ現今果シテ幾何アリヤ。大ムネ皆徒手沈淪日ニ窮乏ニ趨ク。……全国未開ノ地ノ多キコト現今尚十中ノ八ヲ占ム……直シク徒手窮迫ノ士ヲ誘導シ開拓以テ其産ヲ興サシムルトキハ所謂一挙ニシテ兩全ヲ得ルノ策ナリ。人ニ無産ノ人アリ、地ニ未開ノ地アルハ国家ノ損失之ヨリ大ナルハ莫シ。況ヤ士族ノ輩徒手沈淪其ノ嚮フ所ヲ知ラザレバ遂ニ国家ノ変乱ヲ醸成スルノ憂アルニ於テオヤ……

その結果、例へば明治十六年以降は北海道移住請願の士族に対して年々十五万円の貸下を行ひ又益々屯田兵を奨励し、或は起業基金の貸付をなしたりした。有名な安積原の、所謂安積疏水による開墾も明治十一年大久保内務卿の提議によつてなされた士族救済の大事業であつた。政府が終始一貫開墾・開拓政策に最も力を入れた事は徒爾ではなく、士族の中から幾多の新地主を発生せしめ、これらは政府の手厚い保護の下に高利貸的・寄生的地主として太つて行つた。しかしこの開墾政策も士族救済としての効果は従前に比して一向拵らなかつた。當時の貧弱な国家財政に、百万を算する士族の救済を求めるとは求める方が無理であつた。もし当時既に産業資本が相当の発達段階にあつた

ならば、かゝる豊富な労働力をもある程度まで吸収しえたであらう。だが政府の猛烈な保護干渉政策の下に漸く一本立になりかゝつたばかりの当時の産業資本にとつてこの事は全然不可能であつた。政府の開墾・土着政策にとりのこされた下級士族にとつて、都市に集中して産業労働者となる道も殆ど閉ざされてゐるとすれば、彼等はたゞ全国農村に散在して賃労働者のな生活を営むより外なかつた。而してかくする事により農村の潜在的過剰人口を増々多くして、農村社会の階級分化を内訌的に複雑ならしむる役割を演じた。

他方工・商に向つた者の事についてはこゝで特に述べる事は無い。還禄士族の所で述べた事がそのまゝ、こゝに妥当する。たゞ「士族の商法」の結果をしてよりみじめたらしめたものは、明治十四年以降の経済恐慌であつた。それは西南戦争に於て濫発した紙幣の整理と共に襲ひ来つたものであつた。さなきだに企業経営に暗い士族がかゝる経済変動の波をのり越えて行くすべを知つてゐる訳がない。政府から特に起業基金の貸付を受けた者でも、この恐慌を通じて、貸付金の返納延期・棄捐又は事業の変更を申請した者が約半数に上つてゐる。況や僅少の公債を元手に細々と営業してゐた者の結果や知るべきのみである。

結論

以上で秩禄廃止以後に於ける士族の階級的分化の激化過程の略述を

終る。要するに旧上層武士階級はその封建的特権を種々の形に転化せしめる事によって寄生ブルジョアとなり、旧中・下層武士階級の一部は新企業を興す事に成功して新興産業資本家の先頭に立ち、他の一部は政府の開墾政策を通じて地主階級にまで自己を高めたが、その圧倒的多数は小生産者として、或は全くのルンペン、プロレタリアートとして窮乏の過程を辿つたのであつて、その結果は「士族ハ大ムネ其邸宅器物ヲ売尽シテ、又恩賜ノ禄券ヲ放シ、士族ニシテ尚公債証書ヲ所有スル者ハ纒二十中ノ二、三ニ過ぎズ」(興業意見、明治十六年)といふ悲惨さであつた。

最後に、かゝる士族の分化過程とその社会的動向との關係を一言述べてこの稿を終らう。

明治七年二月、佐賀の乱・同九年十月熊本神風連の乱・秋月の乱・萩の乱及び十年一月に起つた西南戦役は普通、明治維新の反革命として一括されてゐる。この中、神風連の乱と秋月の乱を除いた外のものゝは嘗ての明治政府の重臣によって指導されてゐる。之で見るとこれらの反革命は政權から逸脱した政治家のいはゞ政争手段としてなされた様にも見える。しかしそれならばなせもつと早くなされなかつたのであらうか。征韓論が明治政權を分裂させた直接の動因であつたが、當時輿論はむしろ敗れた征韓論者に同情してゐた。(輿論はつねに対外硬に共鳴する)〔傍線行上欄外に「△」「✓」の書き入れあり——編者〕しかるに實際この機に挙兵したのは江藤のみで、其他のものはその後二年半乃至三年も経つた明治九、十年に相繼いで起つてゐるのはどう

した訳か。(明治政府の基礎はこの二、三年の間に著しく強固になつてゐる) 在野政治家の政争手段としては余りにも愚である。こゝに我々は單なる二、三指導者の恣意以上の社会的背景がこれらの乱を基礎づけてゐる事を認めたいのである。その社会的背景とは一は秩禄処分であり他は地租改正である。

徳川幕府の倒壊・封建制の覆滅を最も喜んだのは、封建的搾取の対象たる農民や町民ではなくて、実に形式的には支配階級に属する下層武士であつた。彼等はインテリゲンチヤとして、封建的門閥制度の桎梏を身を以て体験してゐた。さうして維新革命はこれら下層武士に、その実践的担当者を見出したのであつた。されば明治政府は——現実的には薩長土肥の四藩より構成されてゐたが——少くも觀念的には全国の下級武士の利益を代表してゐたのであつて、維新当初に非常にデモクラティックな諸制度が置かれた(議事所・貢士対策所・公議所等々)のもこの事情の反映であつた。〔傍線行上欄外に「△」「✓」の書き入れあり——編者〕しかし明治政府の任務は統一国家の完成・富国強兵策の遂行にあつて、抑々「公議輿論」尊重とは氷炭相容れざるものであつた。これが「封建的」半面を持つ明治政府のディレンマであつたが、政府の基礎が強固になるにつれ、その專制的な本質は暴露されて行つた。原始的蓄積の遂行のため封建家臣団への攻撃は始めは手緩く、次第に露骨に行はれた。武士階級はいはゞ「裏切」られたのであつた。さうしてその不満が九年八月の秩禄廃止によつて一気に激成され、同年十月の三つの乱となり、更に翌年一月の西南戦役に集中的に

爆発したのである。

反革命のもう一つの社会的背景は地租改正による農民の不満であるが、専ら士族の動向を述べる事に本論文は限られてゐるから詳述を避ける。前原一誠が拳兵の始め同志になした演説の冒頭に

「不肖一誠が現政府ト方針ヲ異ニスルハ、第一地租改正ノ件ニアリ……」

と述べた事、西南戦役直前の不穩の空気が、よふ一月四日に有名な「地租百分ノ二半ニ輕減布告」が出た事などを指摘するに止める。たゞ注意すべきはこの農民の不满といふ第二の契機は反革命の制約的な原動力ではないことであつて、たゞ士族の不满爆発のいはゞ温床となつたに過ぎないのである。地租改正をめぐつて全国各地に頻発した百姓一揆にしても、士族の煽動によつて起つたもの、又は士族が実際に暴動の指揮をしたものが多かつたといふ事からもこの間の事情は明かであらう。

秩禄を奪はれ、国政から締め出された下級士族の不满の集中的な表現であつた西南戦争はその拳兵の始め天下を震撼せしめたにも拘らず意外の短日目で鎮圧されてしまった。上に戴くは一世の重望を担ふ南洲翁、下に戦ふは慄慄無比の薩摩隼人、それが徴兵令によつて成立した、士族と百姓の寄せ世帯たる正規軍に数個月を出でずして敗れ去つたことは、まさにエポックメイキングな事実であつた。それは一方に於て明治政府の威信・權威——要するにその精神的基礎を決定的に強化したと共に、他方この政府に対して武力で抗争することをもはや時勢が

許さないといふ感を深く民心に与へた。不平士族は武力以外の手段を以て専制政府に突撃せねばならなかつた。さうしてその手段として取られたのが「舶来」の自由民権論であつた。例の明治七年の「民撰議院の建白」以来、土佐を中心として熾りつゝ、あつた民権運動が十年以後澎湃として全国的に高揚するに至つたのはこの事情に基くのである。秩禄処分—反革命—自由民権運動の聯関は、蘭學者にして自ら民権家たる西村茂樹をして語らしめよう。(西村茂樹編録、泊翁全集)

「廢藩ハ可ナリ、士族ノ禄ヲ奪ヒタルハ不可ナリ、奪ヒタルヲ非トスルニアラズ、急激ニ奪ヒタルヲ非トスルナリ。(中略)士族ハ數百年來護國ヲ以テ其職トシ、家禄ヲ以テ其生計ヲ立シ者ナルヲ突然之ヲ奪ヒテ其所ヲ失ハシム。此時尊王ノ氣風盛シナリシヲ以テ一時ハ政府ノ命ニ從ヒシモ其実ハ政府ヲ怨望セザル者ナク、薩摩・長州・肥前等ノ乱ハ其源ハ皆士族失禄ノ不平ニ出タル者ナリ、(中略)加之士族ハ其知識三民ノ上ニアリテ其財産ハ三民ノ下ニアリ、甚ダシキハ日ニ飢渴ニ迫ル者モアルニ至レリ。然レドモ既ニソノ結合ト武器トヲ失ヒタルヲ以テ政府ニ抵抗スル事能ハズ是ニ於テ西洋渡來ノ民権ノ説ヲ以テ政府ニ抵抗シ遂ニ国会開設ヲ強願トナリ、：政府ノ為メニ永久ノ仇敵トナリタリ。〔一〕

民権運動が下級士族——それは維新の際、尊王攘夷の急先鋒であつた——の反政府運動に外ならなかつた事は我國の自由主義の性質を著しく特徴づけた。まづ(一)、士族以外の「三民」はこの運動に殆ど参加せず、参加しても指導的役割を果さなかつた。この事は民権運動の元

締ともいふべき板垣自身認めざるをえなかった。

然レドモ当時封建ノ余習ナホ一般民心ヲ腐蝕シ、自由民権ヲ唱フルヲ以テ乱賊ノ所為ト信ジ、少数識者ヲ除クノ外之ヲ忌避スルノ風アルヲ免レズ。故ニ、盟ニ会スル者絶エテ富豪縉紳ノ徒ナク、一劍タ、赤誠ヲ國ニ許ス士族ノ階級ノミ、(「我国憲政の由来」)

第二に、この運動によつて主張せらるゝ、「民撰」議院の内容は士族を主たるメンバーとし之に少数の「豪農・豪商」を参加せしめるといふ極めて制限的のものであった。つまり維新直後に出来た「公議所」の程度の民主性が要求されたにすぎないのであつて、議院設立建白者自身も「廢藩ノ後公議人復タ置カズ。其勢有司專制ノ弊ナキニ非ズ……斯弊救ハズンバアルベカラズ」と言つてゐる。

かく民権運動が不平等下級士族の、武力に代る反抗手段であるとすれば、民権論者が國權論者である事も首肯出来るし、ルソーを読みスベシサーを語る者が「俺は徳川時代に逆転させればいゝんだ」(尾佐竹、日本憲政史)と放言したとしても怪しむに足らない。(傍線行上欄外に「✓」の書き入れあり——編者)かつて彼等を駆つて幕府倒壊に赴かしためた同じ血が今や彼等を専制政府反対にかり立てゝゐるのである。たゞ前の「尊王攘夷」の旗印は今度は「自由民権」に書換へられてゐるだけの事である。

しかし彼等の運動を全反動的と解してはならない。それは明治政府の二重性を忘れた議論である。彼等の「民権」運動が明治政府の秩禄廃止——それは原始的蓄積の必須条件である——に対する反作用たる

限りに於てまさにそれは「反動的」であつたが、他面、益々官僚的・專制的性質を濃厚にせんとする薩長政権をその猛烈を極めた運動によつて脅かし、以て議會開設を促進せしめた点に於て、まぎれもなく進歩的な役割をつとめたのであつた。

一九三五、一、二二脱稿

参考書(主要ナル者ノミ掲ク)

明治文化全集 第二編、第五編、第十五編、第十七編、^③

本庄栄治郎編 明治維新經濟史研究

猪谷善一 明治維新經濟史

小野武夫 維新農村社会史論

高橋亀吉 明治大正産業發達史

平野義太郎編 日本資本主義發達史講座、第一部、第二部、^④

同 著 日本資本主義社会の機構^⑤

国家学会編 明治憲政經濟史論

大藏省 編 秩禄処分^⑥

農商務省 編 興業意見^⑦

岩倉公実記 下卷

西郷隆盛文書、(大日本史籍協會)^⑧

西村茂樹編録 泊翁全集^⑨

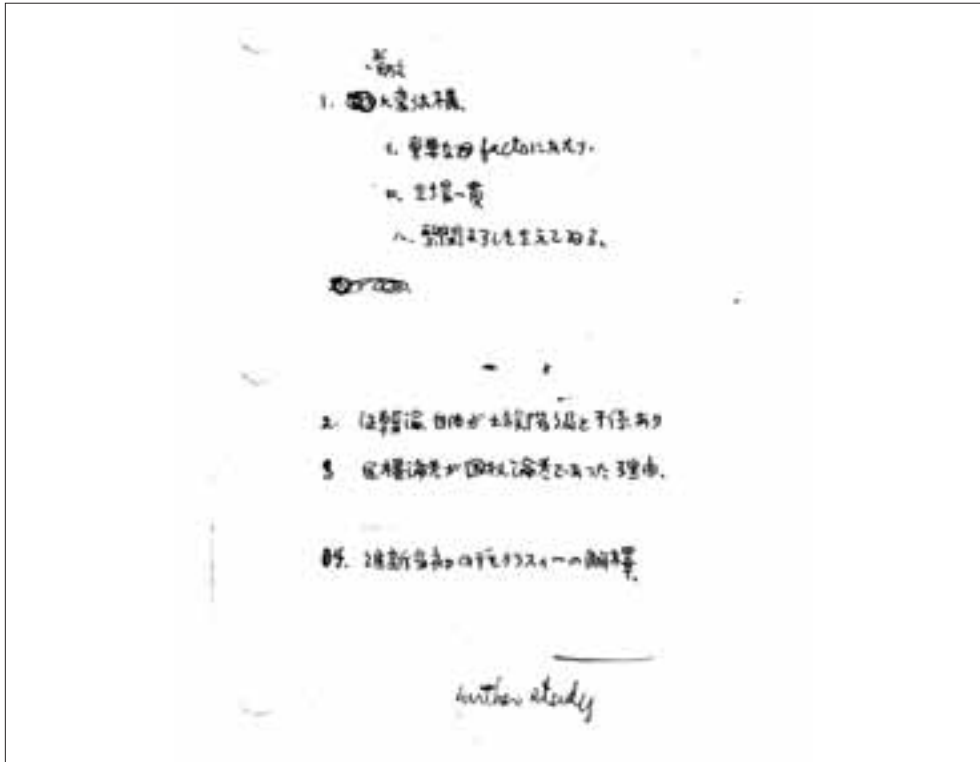
政治学科

丸山眞男

注

- (1) ドイツ語Trend、無縁の。
- (2) この「参考書」リストには、わかり難いところ、間違いと思われるところがある。主要な文献について注をつける。
- (3) 四篇は順に、正史篇上、自由民権篇、思想篇、新聞篇。一九二七―一九二九年刊。
- (4) 『日本資本主義発達史講座』は、第一部 明治維新史、第二部 資本主義発達史、第三部 帝国主義日本の現状、第四部 日本資本主義発達史資料解説という四部構成のプランで、一九三二年五月から三三年八月にかけて全七巻が刊行された。平野義太郎が寄稿したのは、第一部に「明治維新における新しい階級分化と社会的政治的運動」(一九三二年)、「明治維新における政治的支配形態」(一九三三年)、第二部に「ブルジョア民主主義運動史」(一九三二年)、「議會および法制史」(一九三三年)、第三部に「最近の植民地政策・民族運動」(一九三三年、鈴木小兵衛の代筆)の五篇である。これらのうちはじめの三点は東京女子大学丸山眞男文庫にある。
- (5) はじめの三論文を第二論文と第三論文(「ブルジョア民主主義史」と改題した)の順を入れかえて、第一篇から第三篇として編成し、加筆の上、一九三四年四月に岩波書店から刊行したのが『日本資本主義社会の機構』である。
- (6) 大内兵衛・土屋喬雄編『明治前期財政経済史料集成』全二卷(改造社、一九三一―三六年)の第八卷に採録された「族録処分録」を始めとする、一八八一(明治一四)年から一九二四(大正一三)年にかけて大蔵省その他の官庁が調査・編集した基本資料三点をさすのであろう。
- (7) 前田正名が中心となって農商務省が編纂し、一八八四(明治一七)年、太政官に報告した後各官庁に頒布した農商務省の施策についての、全三〇巻の膨大な著作。『明治前期財政経済史料集成』第一八―二〇巻に採録されたものを利用したと思われる。
- (8) 日本史籍協会叢書一〇二二。
- (9) 日本弘道会編纂『泊翁叢書』(日本弘道会、一九〇九年)所収の「泊翁^{〔七ヶん〕}扨言」(六十三) 廢祿、のほぼ全文を引く。原文は平仮名まじりであるが、このレポートの引用では片仮名まじりになっているのは、原資料からの引用を片仮

名まじりに揃えるためか。『泊翁叢書』は、東京女子大学丸山文庫に手沢本が残されている。



〔カ〕
よく勉強

1. 大変結構、
 - イ、重要な facts にあたり、
 - ロ、立場一貫
 - ハ、繁閑よろしきをえてゐる、
2. 征韓論自体が士族階級と干渉あり
3. 民権論者が国権論者であった理由、
4. 維新当初のデモクラシーの解釈、

further study